

<b>表題</b>	<b>「こども家庭センターを開設します」</b>
<b>内容</b>	<p>1 概要</p> <p>児童福祉法等の改正により、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）と子育て世代包括支援センター（母子保健機能）の設立の意義や機能を維持したうえで組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置が努力義務化されました。</p> <p>これを踏まえ、児童福祉・母子保健の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なく、漏れなく支援を行うことを目的として当該センターを開設します。</p> <p>2 名 称 館林市こども家庭センター</p> <p>3 設 置 日 令和7年7月1日</p> <p>4 実施体制</p> <p>(1) 組 織 健康こども部（子育て支援課・健康推進課）</p> <p>(2) 設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉機能（市庁舎：子育て支援課）</li> <li>・母子保健機能（保健センター：健康推進課）</li> </ul> <p>5 事業内容</p> <p>従来の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが有してきた機能を活かしながら、一体的な組織として相談支援の充実を図ります。</p> <p>(1) 地域の全ての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉や母子保健に係る情報提供、相談対応等を行います。</li> </ul> <p>(2) 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉（子育て支援課）・母子保健（健康推進課）両分野における定期的な合同ケース会議の開催や、要保護児童対策地域協議会などを通じて、関係機関の連携・協働を深め、支援体制の強化を図ります。</li> <li>・支援が必要な妊産婦や子育て家庭、こどもに対し、それぞれの状況に応じたサポートプランを作成し、プランに基づく組織的・計画的な支援を行います。</li> <li>・令和7年度については、新規事業としてヤングケアラー支援事業及び妊産婦等生活援助事業を実施します。</li> </ul>
<b>本件の 問合せ先</b>	子育て支援課こども相談係 電話 0276-47-5137 担当 飯塚、島田